令和元年第８回北栄町農業委員会総会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日　時　　令和元年８月９日（金）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　午後１時３０分～

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　場　所　　北栄町大栄農村環境改善センター

○事務局　第８回の総会を開催したいと思います。

　会長さん、御挨拶お願いします。

○濵坂会長　改めまして、こんにちは。

　大変、外は暑い日が続いております。猛暑といいますか、酷暑といいますか、炎暑といいますか、厳しい暑さの中で、きょう、皆さんの顔を見ると、人のことは言えないんですけども、黒くなられた方が多いなというふうに眺めております。熱中症には十分気をつけて農作業に当たっていただきたいと思います。農作業だけでなくて、家の中におってもなるそうですから、十分注意していただきたいと思います。

　それから、８月になってから、農地パトロール、それぞれ順次行っていただいておりますけれども、私も２日ぶりに回りました。その前段に下身をしたんですけれども、改めてまた地図を見ると、何でこんなところに農地があるというのを、気がつかなくて残ったままのものがございました。それはどういうところかといいますと、いわゆる住宅が建ってしまって、いわゆる部落の中の、住宅の中に農地として線が残っておると、そういうのを地図を見て、ふだん通るときにはわからんですけれども、あれっ、何でだ、何でだという、数カ所ございまして、確認をしたところです。それから、きのうも現地確認ということで非農地証明が出ておりますけども、それもやっぱり現状としては住宅が建っておったり、庭になっておったりしておりまして、ただ通るだけではわからない。図面と比べていくと、何でこんな狭いところに農地がというような状況があります。これから回られる方も、その辺どんどん農地から外さないと、毎回そこをまた見ないといけんということになると思いますし、正確な農地の管理ということにはならないだろうと思いますので、十分地図と見比べながら、不要なものは非農地等々にしていったらどうかなと思います。

　それから、新聞の切り抜きを手元に配っておると思います。最初●　　　　　夏の王様、大栄西瓜ですという絵手紙の絵が新聞に載っておりました。夏の王様、大栄西瓜ということ、大変うれしく思います。ちょっとこれもつけています。

　それから、その左側に●　　　　　という、中西さんがどういう方か知りませんけども、非常に最近の情勢を短い文章の中でよくまとめられておるなというふうに思いましたので、つけてみました。真ん中どころに、水、土地、森をともに守ってきたことだ、それは私たちがその地に住み続けるからである、ということで、農業といわゆる生活等々はいろんな密接につながっておって、これは経済的な感覚だけでは地域は守れないということだと思います。

　それから、裏側には、農業、農家には補助金が出ておるわけですけども、その補助金は果たして農家のための補助金かという、誰のための補助金だということを東京大学の鈴木先生が書いておられまして、これを非農家の方に説明するときにすとんと落ちる表現だなというふうに思いましたので、これもつけてみました。農業への補助金は、要は国民の皆さん、消費者の皆さんを守るためだよということを書いてございますので、後で読んでいただきたいというふうに思います。

　以上で、私の挨拶にかえたいと思います。

○事務局　ありがとうございました。

　そうしますと、会議規則第５条に、会長が議長となるということになってございますので、以後、会長に進行していただきます。

○濵坂議長　そうしますと、規則によりまして、議長に就任をさせていただきます。

　本日の欠席届は、１５番の福光委員でございます。

　ということで、本日の総会は成立いたしましたので、報告いたします。

　早速ですけども、議事録署名委員、５番の河原委員、７番、田熊委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

　早速きょうの議事に入ります。

　議事の１、農地法第３条の規定による許可申請書について、３件出ておりますので、順次審議をいただきたいと思います。

　まず、議事の１の１、説明はございますでしょうか。

○事務局　特にはございません。

○濵坂議長　特に説明ないということでございます。

　皆さん方で何か質疑、発言はございませんでしょうか。特にございませんか。

　特に皆さんから発言はないようでございます。

　そうしますと、議事１の１、山根さんと山下さんの案件でございますが、申請のとおり許可してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

　そうしますと、議事１の１、申請のとおり許可といたします。

　続きまして、議事１の２、何か説明はございますか。

○事務局　譲渡理由につきましては、以前、農協に勤めておられて、指導員をされておった方なんですが、今は勤めをされておりまして、順次農地の処分をされているところであります。同じ西園の方に売られるということだそうでございます。以上です。

○濵坂議長　説明は終わりました。

　皆様方からの質疑、発言を求めます。いかがでしょうか。

　はい、どうぞ。

○竹原委員　６番です。１１ページの（１）の面積がちょっと合わんように、ゼロが足らんのかなと思いますけど。

○濵坂議長　例えば。

○竹原委員　１９ヘクタール、これで、ねばりっこと白ネギがゼロを１つずつ足せば、これぐらいになるかなと。

○事務局　現在、この農地については借りておられて、それでも面積足りませんね。

○竹原委員　はい。２２３は借りておるところでいいわけですけども、最終的に１９ヘクタール。

○事務局　その面積のほうは確認させてください。

　水稲の面積も違いますし、数字は、面積はあると思いますけども、修正させていただきますので、確認をしてから。以上です。

○濵坂議長　濱田三喜男委員、状況がわかりますか。

○濱田（三）委員　多分、これは数字を書き間違えておられないかなと思いますね。

○濵坂議長　１０何ヘクもなるとね。

○濱田（三）委員　ええ。ラッキョウでも、この数字でいうと、１２町３反みたいになりますけどね、１町２反ぐらいですね。

○濵坂議長　そうしますと、数字につきましては、確認をさせていただいて訂正をさせていただきます。

　そのほかはございませんか。

　そのほか御意見がないようでございますので、議事１の２は、面積の数字につきましては、確認をさせていただきますけども、申請のとおりに許可してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

　そうしますと、議事１の２、数字訂正を含めて、申請のとおり許可といたします。

　続きまして、議事１の３、説明はございますか。

○事務局　今の件の分なんですけども、何で１０ページと１１ページの水稲のところが面積が違うのかと思いましたら、１０ページ、３３２平米と書いてあるのを２２３と直してあります。３３２と１，１７５足すと１，５０７になるので、多分前だけ直して後ろを直していなかったのではないかなと思ったところです。どちらにしても確認させていただいて訂正をさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。

　次ですが、特にございません。

○濵坂議長　議事１の３につきまして、特に説明はないようでございますが、皆様方から質疑を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○永田委員　別に悪いとかなんとかじゃなくて、あれなんですけども、譲り受け人さんは、子供さんが２０年も農業をやっておられて、もうほぼ農業後継者のような形でおられるのに、息子さんとかお孫さんとかのほうに贈与されればいいのになと思って、７０歳の方に贈与されるんだがなというような気がするんですけどね。そういうのというのはどうなんでしょうかね。別に指導も何もないんですけど。何だか、７９歳の方が７０歳の方に農地譲られるという、状態って●　　　　　方がおられんならですけど。

　あと、今ふと気づきましたけど、子供は３７歳●　　　　　ないんですかね。年がいかれてからできた子ということで。

○事務局　はっきりわからない。

○永田委員　７０歳の御夫婦で息子さんが３７歳で、別になくはないですけども。

○（　　）委員　●　　　　　ないですが、よその家のことだから、経営移譲のことは●　　　　　必要はないと思いますし、逆に、８０、９０ぐらいの人が世帯主で、息子さんが７０ぐらいになっていてもまだ経営をやっている人もあるだし。

○永田委員　ですから、だめだとかどうかじゃないですけどね、いずれあれだろうなと思ってね。

○（　　）委員　そこはおいおいにされるのではないかな。

○事務局　直接は私、これを受けていないのですが、推測しますに、贈与、家が違うのに贈与ということになので、多分闇小作されていたんじゃないかなというふうにちょっと思います。これは推測ですので。

○濵坂議長　そのほかはございませんか。

○一二三委員　済みません、ちょっと前に返っていいですか。

○濵坂議長　これが終わってから。

○（　　）委員　はい。

○濵坂議長　議事１の３について、何かございませんか。よろしいですか。

　そうしますと、議事１の３は申請のとおり許可してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

　そうしますと、議事１の３、申請のとおり許可といたします。

　一二三委員、何か。

○一二三委員　４ページ、５ページの田の面積が違うという関係で、これも確認してもらったらいいじゃないかと思いまして。

○濵坂議長　ありがとうございます。

　そうしますと、議事の１につきましては以上でございます。

　続きまして、議事の２です。農地利用集積計画の決定についてでございます。

　何か説明ございますか。

○事務局　また私も戻ってしまいますけど、農地を自作地として上げる数字というのは、実際に農地として持っていたり借りていたりする面積で、それから５ページのほうになると、これは耕作をする面積、している面積というふうに考えていただく、それはあるかなというように思います。どちらにしても確認させていただきます。

○濵坂議長　議事の２です。

○事務局　特にありません。

○濵坂議長　説明は特にないようでございます。

　そうしますと、委員関連案件がございますので、まず、永田委員関連案件、２５から３８、５２から５３の１６筆、それから、竹信委員関連案件で、４７、１筆ございます。まず、これらを除いたものについて審議をいただきたいと思います。何か発言はございますでしょうか。

　はい。

○（　　）委員　質問です。整理番号４番、５番です。利用権を設定する貸付人、村岡竜弥さんという名前があるんだけども、この方は亡くなられてもう１０年以上になるんだけど、ここに出ていていいのかなと思って、そういう情報です。

○事務局　ここは、農地名義人だと思いますので、利用権設定のときには、持ち分の過半数、年数にもよりますけども、通常、今回の場合の１０年ですか、１０年になれば、全員の方の、相続人の判をもらえば貸すことができると。ここに上がってきているのは、相続人ではなくて、登記名義人の名前が上がってきているというふうなことで理解いただきたいと思います。

○永田委員　利用権設定のときに、共同名義がある場合には、どなたか代表的な方のほうに署名、押印をしてもらうと思うんですけども……。

○事務局　いや、代表じゃない。上のほうはね、書類の上のほうは。で、下のほうに共同の権利者が。

○永田委員　１、２枚目のほうでね。１枚目のほうには、その中から誰か代表的な人の名前を書いてもらうような感じだったかと思うんですけど。

○事務局　いや、ここはどうかな。そこには判が。いずれにしても、その書類は書類であって、ここに上がってくるのは持ち主の名義だったと思いますけど、これまでも。

○永田委員　自分の案件があってね、後段にある分の３８番、永田公子さんとあるんですけども、永田公子さんは●　　　　　相続人の相続人、相続人さんの、お二人おられるうちの片方なので、所有者は永田●トシアキさんなので。

○事務局　うん。これまでとルールを変えているわけではないので、ちょっと確認します。

○永田委員　統一●　　　　　あるべきかなと思って。

○濵坂議長　登記人はそうだけど、亡くなっとる人がここに出るというはちょっとおかしいな。

○います　一応１筆１筆確認をしているので、ちょっとどうなっているのか。

○濵坂議長　４、５について、ちょっと今確認をしていますので、そのほかについて。そのほかございませんか。

　今確認をしておりますので、では、次にとりあえず移ります。

　永田委員関連案件、２５から３８、５２から５３の１６筆について、永田委員、除斥扱いで審議をいただきたいと思います。

　何か発言がございますか。永田委員、ちなみに５３番については、貸し借りはこれでいいですね。

○永田委員　はい、これは問題ないです。

○濵坂議長　はい。

　何か発言ございませんか。

　特に発言はないようでございます。

　そうしますと、永田委員関連案件、２５から３８、５２から５３、１６筆、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

　そうしますと、以下、１６筆、計画のとおり決定といたします。

　はい。

○事務局　先ほどの村岡さんの件ですけど、確認しましたところ、生きておられると、存命ですという回答でしたけど、事務局のほうでは。

○（　　）委員　竜弥君は●　　　　　。また後で確認●　　　　　。

○事務局　なので、私の説明が違っておるということですね。

○（　　）委員　これ、亡くなったというのは村岡●カツユキ君じゃないですか。その息子じゃない。

○竹信委員　ですね。うん。お父さんは若いうちに亡くなって、息子が竜弥君です。

○（　　）委員　その息子の名前で●　　　　　。

○竹信委員　同じかよう知らないけど、竜弥、たしかそうですね。

○（　　）委員　●　　　　　勘違いですかね。

○事務局　●　　　　　同じ字だけど、家が違う。

○竹信委員　違う、違う。息子さんの名前、お父さんは亡くなって、息子さん。まだ若い、３０ちょい。３０になってないかな、３０ぐらい。

○（　　）委員　竜弥●　　　　　お父さんは若くして亡くなった●　　　　　。

○竹信委員　お父さんが亡くなった。

○（　　）委員　●カツユキの息子がこの子だ。

○竹信委員　そうそう。

○（　　）委員　ずっと勘違いしていた。

○事務局　失礼しました。私のほうが登記名義みたいなことを言ってしまったので、間違いでしたので訂正させていただきます。

○濵坂議長　そうしますと、最初の永田委員、竹信委員関連案件以外のものにつきまして、御意見はございませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）

　そうしますと、永田委員、竹信委員関連案件以外のものについて、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

　そうしますと、関連案件以外のものについては、決定といたします。

　続きまして、竹信委員、除斥扱いで、４７について審議をいただきたいと思います。

　何か意見はございますか。

　特に発言がないようでございます。４７、１筆でございますが、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

　そうしますと、４７につきましても計画のとおり決定といたします。

　以上で議事を終了いたします。

　続きまして、協議事項に移ります。

　協議事項の１、農地法第３条の３第１項の規定による届け出書について、５件ございます。一括協議を願いたいと思いますが、説明はありますか。

○事務局　１ページ、３ページにつきましては、あっせん等の希望の有無ということで、あるということだそうでございまして、よい方がございましたらお世話いただきたいなというふうに思います。

○濵坂議長　一応説明が終わりました。

　皆様方、何か発言はございますでしょうか。

　特に発言がないようでございますので、協議事項の１、農地法第３条の３第１項の規定による届け出書について、５件ございますが、５件一括受理してよろしいでしょうか。

○永田委員　１点だけ●　　　　　。７ページの不動産の表示のところで、上から４番目の登記簿は宅地で、現況、畑というのはどういうことなのでしょうか。

○事務局　現況が畑の場合は、農地として取り扱うので、載っているということでございます。

○永田委員　では、間違いないということですよね。余り見ないので、逆だなと思って。了解しました。

○濵坂議長　そのほかに何か発言はございますか。

　ないようでございますので、５件一括受理したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

　そうしますと、５件一括受理をいたします。

　協議事項の２でございますが、今回、この件はございません。削除していただきたいと思います。

　続きまして、協議事項の●３、非農地証明申請書について、３件ございます。順次協議をいただきたいと思います。

　まず、１２ページですね、田村さんからの非農地証明申請書、協議をいただきたいと思います。説明がございますか。

○事務局　こちらは、ずっとこれまでわからなかったのが不思議なぐらいのところです。家の道路沿いに塀がありまして、塀の内側で、しかもスペースもほとんどなく、庭になっているという状況がずっと以前からなっていたようでございまして、このたび、申請を出されたものであります。で、現地を回りましたときに、そこの隣の家も同じような状況があったので、非農地判定するように考えております。以上です。

○濵坂議長　では、続きまして、現地確認をしていただいておりますので、報告をお願いします。

○盛山委員　報告します。昨日の午後、局長さんと濵坂会長、それから、竹信委員と私とで現地確認をしました。局長が言われたとおり、隣も、この地図の裏面の地図の、●３９８、宅地、●３３９の宅地の前はこのように何というか、庭になっていて、全く農地とは言えない状況で、何年もたっているので、非農地と証明するのが当然かなというふうに判断しました。以上でございます。

○濵坂議長　ありがとうございます。

　説明等が終わりましたが、皆さん方からの発言を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○永田委員　ちなみに、この水路はやっていないんですかね。水路が走っておりますので、水路もやっぱりないと。

○事務局　ない。それで、先ほど言いましたけども、非農地判定しようと思っておるのは、右上のほうの２９２－４の小さい畑という分から、ずっと下のほうに行きまして、２９１－１まで全部、今回の２９２－１を除いては非農地判定をするというふうに考えております。ただ、問題なのは、これまで農業委員を経験されている方なんですが、北条のほうで。ずっと農地のままで地目をされてきたということだと思います。固定資産税の評価のほうは、隠して課税をされてはおりますけど、非農地証明をするなりなんなりして始末される必要があったのかなというふうに思っております。以上です。

○濵坂議長　そのほか、何か発言はございませんか。

　特に発言がないようでございます。

　そうしますと、田村さんの非農地証明申請でございますが、申請のとおり受理したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

　そうしますと、田村さんの非農地証明申請のとおり受理をいたします。

　続きまして、１６ページ、中村さんの非農地証明願でございます。何か説明がございますか。

○事務局　写真のほうを見ていただければと思いますけども、上のほう側の線ですけど、建物の奥側のところに線が入っておるつもりで線を入れております。建物と手前のほうのあいているところ、これが非農地証明の対象のところということです。以上です。

○濵坂議長　続きまして、現地確認の報告をお願いいたします。

○竹信委員　先ほどのとおり４人で現地確認をいたしました。地図の１８ページの９９１－４が申請ですけど、先ほど説明があったように、９９１－６と４の裏に建物があって、結局はこの畑となっている９９１－６も多分、非農地の扱いにしないといけないかなというふうに話していました。非農地として承認せざるを得ないなということです。以上です。

○濵坂議長　ありがとうございます。

　中村さんの非農地証明申請でございますが、何か発言はございませんか。

○（　　）委員　ちょっといいですか。

○濵坂議長　はい。

○（　　）委員　これって山があるところでしょうか。

○濵坂議長　右側のほうが傾斜でずっと落ち込んで、山に●　　　　　います。狭い場所ですね。

○（　　）委員　建物が建っとるわけですけど、これは当然、転用はかけてもらったんかな。

○濵坂議長　転用は入っていないでしょ、まだ。

○（　　）委員　●　　　　　あったら●　　　　　。

○事務局　よう見つけていません、実は。その時期に●　　　　　られたかどうかまでよう見つけておらんです。ただ、固定資産税が課税されとるのはだけは確認しましたけど、これで、こちらから今は情報提供で転用申請があるよということで資料を出しておりますけど、税務課のほうからこちらのほうも●　　　　　もらって、建物が建ててあるところですね、もらって、適正な手続ができているかどうかということを確認しないといけんじゃないかなとちょっと思ったところです。

○（　　）委員　でも、こうやって非農地証明をとらすということで●　　　　　そういうことならこれはいいんじゃないですか、と思います。

○濵坂議長　ちなみに●　　　　　認識はあっとるんですか。農地という認識が。

○（　　）委員　農地という認識はないですね。

○事務局　平成１１年ぐらいかな。

○濵坂議長　資料を見ないとわからんということですね。

　それから、これの奥側も農地になっとるんですけども、●　　　　　木が生えて、とても耕作できるような状況ではありませんので、先ほどの件と同じように、これも非農地として扱っていくようにしたいと思います。

　いかがでしょうか、何か発言はございませんか。

　特に発言ございません。中村さんから出ております非農地証明でございますが、申請のとおり受理してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

　そうしますと、中村さんの非農地証明申請、受理をしたいと思います。

　続きまして、１９ページ、齋尾さんからの非農地証明申請書でございます。説明はございますか。

○事務局　これは、災害で、２０ページの地図を見ていただきたいんですけど、この黒く塗ってあるところが申請地であります。この左の下のほうに、道を隔てて、山があるんですけれども、この山が崩れて、一気に土砂を押し流してしまったというようなことがありました。それを災害復旧はしましたけれども、結局農地に戻していない、戻らないということで、非農地証明申請をされるものであります。これも場所も場所ですし、結局山の影みたいなところで、ちょうど今は土砂崩れがあって、ちょっとは明るくなっておりますけども、本来暗いようなところでして、耕作もできないということもあって、隣の方がこの農地を譲ってもらいたい、場所を譲ってもらいたいということだそうでございまして、ただ、農地としては取得できる方でもありませんし、それだったら非農地証明で、災害の場合はできるわけですから、してしまって、最終的には譲渡されるということになろうかというふうに思います。以上です。

○濵坂議長　続きまして、現地確認の報告をお願いします。

○竹信委員　今言われたように、非農地としてきちんとしておくのが妥当かなということで判断しました。以上です。

○濵坂議長　ありがとうございます。

　皆様方からの発言を求めたいと思います。いかがでしょうか。

　特に発言がないようでございます。

　そうしますと、齋尾さんから出ております非農地証明申請でございますが、申請のとおり受理してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

　そうしますと、申請のとおり受理をいたします。

　続きまして、協議事項の４でございますが、農地所有適格法人報告書について、２件ございます。順次協議をいただきたいと思います。

　まず、２２ページ、浜根農園さんから出ております報告書について協議をいただきたいと思います。説明はございますか。

○事務局　この浜根農園さん、６月に代表者がかわられたということでございます。この報告書自体が事業年度の終了３カ月以内に出すということになっておるんですが、今回の報告する内容につきましては、前の代表取締役ということで、この法人の概要のところには名前を入れさせていただいて、この報告書自体は現在の代表者という格好で書かれているものでございますので、間違いでないということでございます。それと、中身、詳しくは説明しませんけど、売上高でございますが、若干ふえたり減ったりをしておりますが、これまで以上に売り上げが上がる見込みだということだそうでございます。以上です。

○濵坂議長　そうしますと、浜根委員につきましては、関係いたしますので、除斥扱いで、皆様方からの発言を求めたいと思います。いかがでしょうか。

　発言がないようでございます。浜根農園さんから出ております農地所有適格法人報告書、報告のとおり受理してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

　そうしますと、浜根農園さんの農地所有適格法人報告書、報告のとおり受理をいたします。

　続きまして、２５ページ、田井営農組合の報告書でございます。何か説明はございますか。

○事務局　田井営農組合の報告書でございます。タイトルが以前の用紙のままで、名称のままで、農業生産法人ということになっておりますけども、農地所得適格法人報告書ということでございます。売上高はごらんのとおりでございますし、あと、農業関係者の状況につきましては、２８ページ以降にございます。また、そこの中で農業への従事状況等も書いてございますので、御確認いただきたいと思いますし、あと、２９ページには、役員等の従事の状況というのがございますので、御確認をお願いいたします。以上です。

○濵坂議長　説明が終わりました。

　何か発言がございますでしょうか。

　特に発言がないようでございますので、田井営農組合の農地所有適格法人報告書、報告のとおり受理してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

　そうしますと、田井営農組合の農地所有適格法人報告書、報告のとおり受理をいたします。

　続きまして、協議事項の５、農業者年金に係る平成３１年度の加入推進活動計画についてでございます。説明をお願いします。

○事務局　特に協議をということでございませんが、先般、１年間の年金の加入推進につきまして、それぞれの委員さん方から出していただいたものを集計したというものでございまして、これで農業者年金基金のほうに提出をしたいということだそうでございますので、御確認いただきたいと思います。以上です。

○濵坂議長　協議事項の５でございますが、説明は終わりました。

　何か質疑等ございますか。

　はい。

○盛山委員　私、ここに、ちょっと自分が●　　　　　話をしようかなと思って、この前、提出したんですけど、皆さんもできたら、農業委員会のことをきちっと知ってもらうというか、こういう活動をということで年金だけでなくて、総会とかのときとかに来てもらえたらなというふうに思って、そのときに年金とかも、個々の個別の推進も多分１０月にはファイルを配布されると思うんですけど、そういう皆さんが集まったときに話をしていただければなというふうに思います。

○濵坂議長　ありがとうございます。

　そのほかには何かございませんか。

　いつも同じことを言うわけですけども、加入可能者がこういう制度を知らなかったということがないようにということがまず第一でございますので、そういうＰＲといいますか、推進をお願いしたいと思います。

　特に発言なければ、以上で協議事項の５、農業者年金に係る協議事項については以上で終了いたします。

　６番があるようでございますので、６の説明をお願いします。

○事務局　私のほうから１点、協議をお願いしたいと思います。

　資料はございません。毎年農作業労働標準賃金等基準額というものを年明けから２月ぐらいまでに決めまして、４月から適用させております。ことしの場合は、１０月から消費税が上がるということになってございまして、これまでも消費税自体を反映してこの標準賃金等、個人の農地は別として、機械とかの分なんですけども、消費税を入れて計算をといいましょうか、よそとの比較もしながら決めております。１０月から消費税上がるので、金額的にどうだ、上げなければならないだろうかというような話が前回、今年度の分を決めるときにありましたけども、農地委員会のほうで先般、話をしていただいて、協議をいただいて、途中で金額が変わる、要は稲こきとかがあるちょうど農繁期の時期に金額が変わるのはいかがなものかということがございましたので、案としましては、今回は改正を見送って、来年度に反映をしていくということでどうかなということで協議を願いたいと思います。

○濵坂議長　説明がございましたが、農作業の労務費基準額でございますが、先ほど説明がありましたように、１０月の消費税の変更があっても、従来どおり、この年においてはやったらどうかということでございますが、何か御意見ございますか。

○（　　）委員　年度内は据え置いて、新年度、令和２年から新しい基準で出だすということですね。

○濵坂議長　そのことで問題があるかないかということです。

○事務局　通常でも４月から適用しているので、それまでにはもう農作業が始まってるんじゃないのということはあるとは思います。ただ、どうしても周辺の市町との比較で、金額的に高かったり安かったり、いろいろすると影響があるものですから、他の市町の金額も見ながら数字を決めてきた、金額を決めてきたところであります。

○永田委員　一応他の市町の話を伺ってみたらどうかと思いますけれども。

○事務局　変更されない。他の市町は１月から適用です。

○濵坂議長　池田委員、どうですか。

○池田委員　いいんじゃないか●　　　　　。

○濵坂議長　とりあえず今は現状維持でということで。

　そのほかの方はよろしいですか。

　そうしますと、北栄町の場合については、来年度４月改正まで現状維持でいくということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

　では、そういうことに決定をさせていただきます。

　以上で協議事項は終了いたします。

　続きまして、報告事項でございますが、まず、委員会報告で、農地委員会、ございますか。

○谷口委員　以前、委員会報告で皆さんにお伝えした北条地区でのアンケート調査は、これを取りやめとしました。といいますのは、産業振興課のほうで人・農地プランの実質化ということでこれから取り組んでいくということです。それで、この人・農地プランというのは、後ほど、これも後でちょっと局長のほうから説明があると思いますけども、自分が理解する範囲では、上種でやったやつとまるっきり一緒だというふうにちょっと考えております。まず、アンケートを実施して、それから、問題点を共有して、それから、地域で話し合っていくというようなことですので、上種でやったのとまるっきり一緒じゃないかなというふうに考えています。それで、この実施については、農地委員会のほうで振興課のほうと、また時期とか、アンケートの内容、それから、そういうものを相談しながら、またこれから考えていきたいと思っております。以上です。

○濵坂議長　この後は委員会ですね。

○谷口委員　はい。

○濵坂議長　この後、農地委員会をされますので、よろしくお願いします。

　続きまして、農政委員会。

○竹原委員　先ほど申し上げましたけども、第９回の青年農業者研修会の緊急の確認をしたいと思いますので、後で農政委員会のメンバーはお集まりをお願いします。

　それと、定例の農政委員会は、８月１９日月曜日、７時半からいつもの場所で開催しますので、よろしくお願いします。以上です。

○濵坂議長　この後の会場は。

○竹原委員　ここで。

○濵坂議長　農政委員会につきましても、総会の後、委員会をするということでございます。場所はこの会場です。

　続きまして、広報委員会、ありますか。

○杉川委員　広報委員会です。広報委員会は７月２３日に中央公民館の大栄分館のほうで次の４０号に向けての内容決めをしました。その次の号が、ちょうど記念号になります。４０号というちょうどきりのいいところでありますが、一番最初の第１号が出たのが１０年前の秋だそうで、ちょうどことしで１０周年の４０号ということになりますので、今回記念号をつくって、いつもはこういう折り畳んだものですが、この中に紙をもう１枚入れていただいて、記念号の号外ということで入れさせていただくことになりました。この菜種自体の内容としては、スイカの裏作に焦点を当ててはどうかということになりました。クイズの応募者の中からいろいろと要望や菜種に対しての思いが書いておられた方がありまして、農業を知らない人がへえっと思うような記事ということもあり、スイカ農家といえばスイカしかつくっていないように思われるんじゃないかな。スイカの後、もう今、次に向けて動いているわけですが、そういうことについて焦点を当てて動こうというふうに思っております。また、●　　　　　の中、農業委員会活動の麦の収穫の記事も入れますし、今々やっておられる利用状況調査も終えるようになりますので、その感想も入れていきたいと思っています。冬に向けて、農業者年金を皆さんが回るようになりますので、実際にもらっている方、掛けておられる方の生きた声が拾えたらなというふうに考えております。この後、広報委員会も集まります。残っていただきますようによろしくお願いします。

○濵坂議長　この後、広報委員会も行われるようですので、よろしくお願いします。

　続きまして、審議会等の報告でございますが、何かございますか。

　はい、河原委員。

○河原委員　先月の１７日に認定農業者会の審査会がありました。審議が４件、それと、更新が２件という手続を処理したところでございます。中身については差し控えます。以上です。

○濵坂議長　ありがとうございます。

　濵根委員。

○濵根委員　第３回の北栄アグリフォーラム実行委員会の報告をいたします。

　７月３１日、大栄農村環境改善センターで行われました。徳山委員さんと私、農業委員会では２人が出席いたしました。内容としましては、役員選出で、実行委員長さん、投票により生産部組織からほうれんそう部会の●ウメヅヒロフミさんに決まりましたが、その日、ちょうど欠席されていまして、後日依頼するということで、まだ聞いておりません。また未定でして、実行委員長さんに徳山委員さん、もう一人の方は、ＪＡ女性会北条支部、この方は、代理で出席されていました●イソエさんがなられます。大体の内容についてですが、株式会社ドロップファームさんの三浦さんという女性の方に講演していただくことが決定いたしました。開催日は、第１希望を出してみましたが、１１月３０日土曜日に大栄農村環境改善センターで行われます。詳細については、また次回の委員会が８月２８日１９時より、ここの大栄農村環境改善センターで会議を行いますということです。この内容も、ことしは詳細はまだ決定しておりませんけど、一応内容としましては、講演されるドロップファームさん、三浦さんの講演になります。新規就農、農業と子育て等々のワーク・ライフ・バランスをメーンに新規就農の苦労、農業のおもしろさ、出産しても続けられる農業ということで、まだ内容はちょっと未定ですけど、大体こういう感じで講演していただきます。あとは、町内の新規就農者や地元の地域おこし協力隊の意見発表、また、パネルディスカッション等をするようにしておりますけど、まだ未定です。お楽しみ抽せん会もことしもございますということです。以上で報告を終わります。

○濵坂議長　濵根委員さん、先回のＪＡの収穫祭みたいなのと一緒だったですけど、今回は。

○濵根委員　今回はなし、一緒にはしないです。

○濵坂議長　しないですか。

○濵根委員　きょうも出席されていませんでしたけど、農協のほうは、農協のあれは●シゲユキさん、センター長さん、欠席で、ちょっと中身はまた、そのとき欠席されていましたから、わかりません。

○盛山委員　農協祭は一応１●７日だったと思います、一応予定は。

○濱根委員　１０何日。

○盛山委員　農協祭の予定は。１日になっております。

○（　　）委員　１１月の１●７日だかだったじゃないですかね。

○（　　）委員　●　　　　　いいんですけど、農協とは調整がついて●　　　　　農協は単独でしたいなみたいな雰囲気があるようでして●　　　　　、ですから、農協とアグリフォーラムとは別々の会になりそうだというのが今の方向だったです。

○濵坂議長　別に一緒にということではなくて●　　　　　ですか。

○（　　）委員　ええ。

○濵坂議長　そのほかの審議会等はございませんか。

　ないようでございます。

　報告事項で何か聞いてみたいことはございませんか。よろしいでしょうか。

　続きまして、では、８の連絡事項に移ります。

　一括して説明お願いします。

○事務局　連絡事項をごらんいただきたいと思います。

　７月１２日に、年金担当者会議がございまして、お二人とも臨職なんですけども、２人、研修に積極的に出てくれています。それと、２２、２５と会長さんが会長会議ですとか、三町の認定協議者の会、そちらのほうに、交流会のほうに出ておられます。３０日の青年農業者研修会につきましては、ごらんのとおりでございます。

　それから、当面の予定でございますけども、１つ抜けておりまして、８月３０日に県の農業委員会の職員協議会の役員会で研修会、総会等が倉吉でございます。私が出席する予定になっております。それから、竹原委員長さんのほうからも話がありました。９月１１日に第９回の青年農業者研修会を開催するということで、段取りを進めるところでございます。

　それから、レジュメに戻っていただきまして、第９回の総会ですけども、今お話をいたしました研修会の前日にあります。９月１０日火曜日の午後１時半からしたいと考えております。現地確認は、前日の９月９日の午後１時３０分からということでございます。一二三委員、井川委員、山下委員の３名でお願いしたいと思います。議案の締め切り日は８月２６日の月曜日となってございます。

　続きまして、その他でございますが、空き農地情報バンクでございます。資料はその他です。こちらのほうに２件出てございます。江北と大谷です。大谷のほうにつきましては、第１希望として売買で始末したいということだそうでございます。米子市の方になります。

　それから、資料をごらんいただきたいと思います。資料のほうで、人・農地プランの実質化についてということで、別紙で配らせていただいております。農地委員長さんのほうで話があった件にちょっと補足という形になりますけども、この資料を見ながら御確認いただきたいと思います。２ページの人・農地プランの実質化の取り組みの流れというところでございます。農業委員さん、推進委員さんに書いていただくのは、真ん中よりちょっと右になります。地域の徹底した話し合いというところからになります。それまでは産業振興課が全部、工程表ですとか、アンケートの実施等をする予定ということでございます。今年中、要するに令和元年中に工程表を作成するということで、産業振興課のほうからは聞いてはおります。ページでいきますと、９ページのステップ３、地域のさまざまな機会を活用し５から１０年後の将来、地域の農地を誰に担ってもらうのかについて話し合います。農業委員会だけではありません。市町村の職員、それから、関係のＪＡですとか、土地改良区、農地中間管理機構が入って話し合いをしてもらうと。ここからが仕事になるということでございまして、それまでのページにつきましては、大体こんなことをするんだというふうに御理解いただきたいと思います。最終的には、目標としましては、人・農地プラン自体は変わってはおらんということです。何が変わるかというと、それを本当に実現せえということになります。実質化ということは。農地の出てくる、出せる農地や、それから受け手、これらについて明確なものにしていくということだそうでございまして、もちろんそこで話がついていけばいいわけですけども、そこまでが仕事ということだそうでございます。なので、精力的に農地委員会で取り組んでいただいてはおりますけども、町のほうの計画に沿って、もちろん農業委員さんにも相談があると思いますので、協力をし合って進めていただくほうが、重複して調査を行ったりする必要はないのかなということでございます。一応こういう資料をつくらせていただきましたので、後で読んでおいていただければなというふうに思います。

　それと、本日お配りしておりましか、ヌートリアとアライグマ対策の講習会が２０日火曜日の７時から、午後７時からこの部屋で開催されます。受講料は無料ということでございまして、自分でもこういうヌートリアやアライグマを捕獲して、被害のないようにしたいということがございましたら、講習を受けていただきたい。前期の委員さんの方には、全員ではございませんでしたけれども、この講習会に出ていただいて、自治会長さんの同意が要りますけれども、これを出していただければ、捕獲できるようになるということでございますので、我はと思われる方は講習に出席していただければというふうに思っております。

　それと、これは●ハクビシンは鳴くというカラーのプリントをお配りしております。これは、前期の委員のエイチアグリの日置さんが、今度、自然栽培研修ツアー、こちらのほうに出る、参加するということだそうで、農業委員さんの中にも、推進委員さんにも御希望があれば参加いただければというふうに思うということで、資料提供されたものでございます。もしも行ってみようかなということであれば、事務局に話を伝えていただければ、日置さんのほうに伝えさせていただきます。１泊２日の日程で、参加費の予定が２万５，０００円、宿泊、旅費込みだと、３食込みだということだそうでございますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○濵坂議長　以上で連絡事項、終わりました。

　確認等ございますか。

　はい。

○竹原委員　済みません、メール送られたのは●　　　　　。この間、メールを送られましたよね。候補地はないか。農地サンプル、皆さん方のほうに事務局からメールが届いて、何だ、これはと思われたかと思いますが、実はこの後、話し合いをすることに関係しているんですけども、９回目の青年農業者研修で土壌分析のサンプルとか、試験的に、そこで結果がある程度出ると、その農地の所有者の方にはそういう話が行きますから、ちょっとプラスかなという●　　　　　幾つか探してるんです。希望の方を優先にしようかなと思っていまして、そういう趣旨でメールが送られたと思うんですね。で、河原委員は協力してもいいと、先ほどちらっとお聞きしたんですけども、そういうことですので、もしありましたら。できれば水田、それから黒ぼくの畑、それから、砂丘畑、●　　　　　してやってみようかと思います。ということですね。

○濵坂議長　先生からは、私、５０センチぐらいでも掘るのかなと思っておりましたら、そうじゃなくて、３０センチほど掘れば、掘って、その断面が出てくればそれでいいよということだそうでございまして、大げさな掘削ではないようですので、その点、御安心いただきたいなというふうに思います。先生がおっしゃられておったのは、特に耕作してもなかなかうまくいかないよみたいな農地のほうがいいんじゃないのだろうかというような話でございました。話を聞いてみますと、土壌分析というよりも土壌評価みたいな感じじゃないかと思います。分析といったらすごく科学的なことみたいだけども、そこまでではないんじゃないかなというふうには思います。もしもここがということがあれば、教えていただきたいなということでメールをさせていただいたところです。

○竹原委員　後でまた時間がありますので、そのときに。

○濵坂議長　もし提供してもいいよ、つき合ってもいいよという人は、ぜひ事務局なり竹原さんのほうに一報をお願いしたいと思います。

　全体通していかがでしょうか。

　はい。

○杉川委員　当面の予定に加えていただきたいのですが、第１７回の鳥取県農業委員会女性協議会の定期総会が８月２０日にあります。１３時３０分から１５時半まで、湯梨浜町の水明荘であります。３人が参加するようにと思っております。よろしくお願いいたします。

○濵坂議長　ありがとうございました。

○事務局　女性協議会さんはいつも総会資料、なかなか上がってこないんです。ぎりぎりにならないと文書を出されないので、予定が決まっていれば、事前に各農業委員会には連絡をしておくべきだろうと思いますので、もしも会に出られたら、年度初めでも結構なので、もう決まっていれば連絡をしておいてもらいたいなと。そのときそのとき決められる、次のやつを。

○杉川委員　役員が集まって決められると思うんですけども。

○事務局　事前に決まっているわけではなくて。そのときそのときに次のを決めていく。

○濵坂議長　よろしいでしょうか。

　特に発言がないようでございますので、本日の総会は以上で終了いたします。お疲れさまでした。